

# 国立大学法人山梨大学学長選考会議規程

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	1月	17日
改正	平成17年	11月	11日
改正	平成23年	9月	28日
改正	平成25年	9月	27日
改正	平成27年	3月	25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学基本規則第22条第2項の規定に基づき、国立大学法人山梨大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員で、経営協議会において選出された者6人以内
- (2) 教育研究評議会の学長及び理事以外の者で、教育研究評議会において選出された者6人以内

2 前項各号に掲げる委員は同数とする。

3 第1項各号に掲げる者のほか、選考会議の定めるところにより、学長又は理事を選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、選考会議の委員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 第1項各号に掲げる委員の任期は、経営協議会委員又は評議員としての任期とする。ただし、委員が、次期山梨大学学長候補者の選考に関する取扱要項（以下「取扱要項」という。）第9条第1項により学長候補適任者として推薦された場合の後任の委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(審議事項)

第3条 選考会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考及び解任に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業務執行状況の検証に関する事項
- (4) その他学長の選考に関する重要事項

(学長の業務執行状況の検証)

第3条の2 前条第3号により、学長選考会議は、学長の業務執行状況について毎年度検証するものとし、検証結果に基づき必要があると認める場合は学長に対し意見を提出するとともに、経営協議会及び教育研究評議会に報告することとする。

2 学長の業務執行状況の検証は、国立大学法人山梨大学監事の協力を得て定期に実施するものとする。ただし、学長選考会議が必要と認めるときはその都度実施するものとする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の成立)

第5条 選考会議は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決する

ことができない。

(議決)

第6条 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、選考会議が文部科学大臣へ行う学長解任の申出は、委員総数の3分の2以上の議決を要する。

(調査委員会)

第7条 選考会議に、学長選考における必要な調査、資料収集等を行うための学長選考調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 選考会議に関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。